

申告書記載要領



- 医療費の領収書や生命保険等の控除証明書などは、ご自宅で大切に保管してください。ただし、医療費通知（医療費のお知らせ等）は原本を添付してください。
- 申告書に未記入の部分がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

① 収入・所得金額

令和4年1月1日から12月31日までに生じた所得を営業、農業、不動産、配当、給与、雑（公的年金・業務・その他）などの各所得に区分し、それぞれの金額を申告書に記入してください。

なお、利子所得、総合課税の譲渡所得、一時所得、分離課税の譲渡所得、株式等譲渡所得、山林所得、退職所得がある人で申告について不明な点がございましたら、税務課市民税係までお問い合わせください。【電話：0176-51-6767・6766（直通）】

申告書へ記載する前に、
この用紙の〔 〕内へ金額を
記入し、確認してみましょう！

所得の種類		所得の計算方法など
①営業 ②農業 ③不動産		【営業・農業所得】 農業、卸小売業、製造業、サービス業、建設業、飲食業、保険業などの事業から生ずる所得 【不動産所得】土地、建物などの不動産の賃貸などから生ずる所得 収入金額〔 〕円 - 経費〔 〕円 - 控除額〔 〕円 = 所得金額〔 〕円 ※申告書裏面の③事業所得（営業・農業）の収支計算表、④不動産所得の収支計算表も記入してください。 ※控除額については、下の控除額（事業専従者）を参照してください。
④配当		株主や出資者が法人から受ける剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配などで、収入から経費（元本取得に要した負債利子の金額）を差し引いた額が配当所得となります。 収入金額〔 〕円 - 経費〔 〕円 = 所得金額〔 〕円
⑤給与		給与、賃金、賞与、報酬などで、収入金額から給与所得控除額を差し引いた額が給与所得金額となります。 下の別表「給与所得金額の速算表」を参照し、所得金額を確認してください。 A:収入金額〔 〕円 所得金額〔 〕円
雑所得	⑥公的年金	国民年金、厚生年金、企業年金、恩給などで、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額が雑（公的年金等）所得金額となります。下の別表「公的年金等の所得金額の速算表」を参照し、所得金額を確認してください。 B:収入金額〔 〕円 所得金額〔 〕円
	⑦業務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得。 シルバー人材センターから受ける報酬も対象となります。 収入金額〔 〕円 - 経費〔 〕円 = 所得金額〔 〕円
	⑧その他	郵便年金・生命保険契約に基づく個人年金など、⑥と⑦の雑所得に当てはまらない所得。 収入金額〔 〕円 - 経費〔 〕円 = 所得金額〔 〕円
⑨総合譲渡 および一時		【総合譲渡所得】車輛、著作権などの資産の譲渡による収入をいい、短期・長期の2つに分けられます。（特別控除額 最高50万円）※短期…取得の日以後5年以内に譲渡されたもの 長期…短期以外のもの 【一時所得】生保年金契約に基づく一時金、満期保険金（本人負担・本人受取）など（特別控除額 最高50万円） ㊦収入金額〔 〕円 - ㊧経費〔 〕円 - ㊨特別控除〔 〕円 ㊦ - ㊧ - ㊨の金額〔 〕円 ⇒ {短期 + (長期 + 一時) × 1/2} = 所得金額〔 〕円
⑩合計所得		①～⑨で算出した所得金額を合計した額が合計所得金額になります。 合計所得金額〔 〕円

控除額 (事業専従者)	生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、あなたの事業に従事した期間が1年を通じて6か月を超える場合は事業専従者として、次の①と②のいずれか少ないほうの金額を控除額として計上できます。 ① 配偶者 86万円・配偶者以外 50万円 ② (事業所得、不動産所得、山林所得) ÷ (事業専従者の数 + 1) ※控除額は、事業専従者の給与収入金額となります。市役所へ給与支払報告書を提出してください。 ※申告書裏面の⑥事業専従者の内容欄にも記入してください。 ※事業専従者とした場合は、配偶者・配偶者特別控除、または扶養控除を重複して受けることはできません。
----------------	--

【別表】

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額 A	給与所得金額
□ 550,999円	0円
□ 551,000円 ～ 1,618,999円	A - 550,000円
□ 1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
□ 1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
□ 1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
□ 1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
□ 1,628,000円 ～ 1,799,999円	* (A ÷ 4) × 2.4 + 100,000円
□ 1,800,000円 ～ 3,599,999円	* (〃) × 2.8 - 80,000円
□ 3,600,000円 ～ 6,599,999円	* (〃) × 3.2 - 440,000円
□ 6,600,000円 ～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
□ 8,500,000円 ～	A - 1,950,000円

公的年金等の所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等収入金額 B	公的年金等の所得金額
65歳以上 昭和33年 1月1日以前 生まれ	□ 3,299,999円まで	B - 1,100,000円
	□ 3,300,000円 ～ 4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	□ 4,100,000円 ～ 7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	□ 7,700,000円 ～ 9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	□ 10,000,000円以上	B - 1,955,000円
65歳未満 昭和33年 1月2日以後 生まれ	□ 1,299,999円まで	B - 600,000円
	□ 1,300,000円 ～ 4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	□ 4,100,000円 ～ 7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	□ 7,700,000円 ～ 9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	□ 10,000,000円以上	B - 1,955,000円

※合計所得金額1,000万円以下の場合の速算表です。

*の (A ÷ 4) は、千円未満を切り捨てた金額で計算。裏面もご覧ください ▶▶▶▶

②所得から差し引かれる金額（所得控除）

所得控除は、申告者に配偶者や扶養親族があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、申告者の実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引くものです。

控除の種類	控除の計算方法など																					
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者及びその他の親族のために医療費を支払った場合に受けられ、控除額は次のように求めますが、限度額は200万円です。医療費控除の明細書が必要です。 支払った医療費の額〔 円〕－保険金などで補てんされる額〔 円〕－(10万円か総所得金額等の5%〔 円〕のいずれか少ない金額)=控除額〔 円〕																					
医療費控除の特例【セルフメディケーション税制】	本人や本人と生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費がある場合に受けられ、控除額は次のように求めますが、限度額は8万8千円です。セルフメディケーション税制の明細書及び適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。 支払った特定一般医薬品等購入費の額〔 円〕－保険金などで補てんされる額〔 円〕－(12,000円)=控除額〔 円〕																					
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担すべき国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・社会保険料・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料などを支払った場合、支払った金額の全額が控除になります。領収書など金額が分かるものが必要です。※年金から控除されている分は、年金をもらっている人の控除となります。 国民健康保険税(料)〔 円〕・後期高齢者医療保険料〔 円〕・社会保険料〔 円〕・介護保険料〔 円〕・国民年金保険料〔 円〕・その他〔 円〕																					
小規模企業共済等掛金控除	本人が小規模企業共済掛金や個人型確定拠出年金加入者掛金などを支払った場合は、支払った掛金の全額が控除になります。また、証明書が必要です。・ 小規模企業共済掛金など〔 円〕																					
生命保険料控除	本人や配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約の保険料を支払った場合は、証明書に記載してある合計金額を計算式に当てはめて算出された額が控除になります。また、証明書が必要です。 ※申告書には 支払額 を記入してください。 新生命保険料(一般分)〔 円〕・旧生命保険料(一般分)〔 円〕・介護医療保険料〔 円〕・新個人年金保険料〔 円〕・旧個人年金保険料〔 円〕																					
地震保険料控除	本人などの所有する家屋・家財を保険の目的とし、かつ地震等損害により生じた損失を補てんする保険金が支払われている損害保険契約などにかかる地震等損害部分の保険料を支払った場合は、証明書に記載してある合計金額に計算式を当てはめて算出された金額が控除になります。また、証明書が必要です。 ※申告書には 支払額 を記入してください。 地震保険料〔 円〕・旧長期損害保険料〔 円〕																					
扶養控除	令和4年12月31日現在で、本人と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人であって、 <u>事業専従者でない人を扶養している場合に受けられます。</u> 扶養が他の納税義務者と重複していないかご注意ください。																					
	<table><tr><th>扶養親族区分</th><th>扶養控除の有無</th><th>条件</th></tr><tr><td>同居老親等</td><td rowspan="4">扶養控除対象</td><td>70歳以上で、本人または配偶者の直系尊属で同居の人</td></tr><tr><td>老人</td><td>同居老親等に該当する人以外で、70歳以上の人</td></tr><tr><td>特定</td><td>19歳～22歳（平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ）</td></tr><tr><td>一般</td><td>16歳～18歳（平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ） 23歳～69歳（昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ）</td></tr><tr><td>年少</td><td>扶養控除対象外</td><td>16歳未満（平成19年1月2日以降生まれ）の人</td></tr></table>	扶養親族区分	扶養控除の有無	条件	同居老親等	扶養控除対象	70歳以上で、本人または配偶者の直系尊属で同居の人	老人	同居老親等に該当する人以外で、70歳以上の人	特定	19歳～22歳（平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ）	一般	16歳～18歳（平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ） 23歳～69歳（昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ）	年少	扶養控除対象外	16歳未満（平成19年1月2日以降生まれ）の人						
	扶養親族区分	扶養控除の有無	条件																			
	同居老親等	扶養控除対象	70歳以上で、本人または配偶者の直系尊属で同居の人																			
	老人		同居老親等に該当する人以外で、70歳以上の人																			
	特定		19歳～22歳（平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ）																			
	一般		16歳～18歳（平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ） 23歳～69歳（昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ）																			
	年少	扶養控除対象外	16歳未満（平成19年1月2日以降生まれ）の人																			
※16歳未満の扶養親族は、非課税の算定基準や寡婦・ひとり親控除の判定、障害者控除などについて対象となります。																						
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	令和4年12月31日現在で、本人と配偶者が以下の条件に当てはまり、事業専従者でない場合に控除を受けられます。源泉徴収票など配偶者の所得の分かるものが必要となります。																					
	<table><tr><th colspan="2">対象者の区分</th><th>本人の合計所得金額</th><td rowspan="4">本人の合計所得金額が1,000万円超、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除は受けられませんが、配偶者を同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者は、障害者控除について対象となります。</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>1,000万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">配偶者の合計所得金額</td><td>48万円以下</td><td>配偶者控除</td></tr><tr><td>48万円超133万円以下</td><td>配偶者特別控除</td></tr></table>	対象者の区分		本人の合計所得金額	本人の合計所得金額が1,000万円超、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除は受けられませんが、配偶者を同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者は、障害者控除について対象となります。			1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円以下	配偶者控除	48万円超133万円以下	配偶者特別控除									
	対象者の区分		本人の合計所得金額	本人の合計所得金額が1,000万円超、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除は受けられませんが、配偶者を同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者は、障害者控除について対象となります。																		
			1,000万円以下																			
	配偶者の合計所得金額	48万円以下	配偶者控除																			
48万円超133万円以下		配偶者特別控除																				
令和4年12月31日現在で、本人または本人の同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合に、控除を受けることができます。																						
障害者控除	<table><tr><th>種類</th><th>証明書など</th><th rowspan="5">等 級</th><th>普通障害</th><th>特別障害</th></tr><tr><td>身体障害</td><td>身体障害者手帳</td><td>3～6</td><td>1・2</td></tr><tr><td>精神障害</td><td>精神障害保健福祉手帳</td><td>2・3</td><td>1</td></tr><tr><td>知的障害</td><td>療育手帳（愛護手帳）</td><td>B（2）</td><td>A（1）</td></tr><tr><td>要介護認定</td><td>障害者控除対象者認定書※</td><td>1～3</td><td>4・5</td></tr></table>	種類	証明書など	等 級	普通障害	特別障害	身体障害	身体障害者手帳	3～6	1・2	精神障害	精神障害保健福祉手帳	2・3	1	知的障害	療育手帳（愛護手帳）	B（2）	A（1）	要介護認定	障害者控除対象者認定書※	1～3	4・5
	種類	証明書など	等 級		普通障害	特別障害																
	身体障害	身体障害者手帳			3～6	1・2																
	精神障害	精神障害保健福祉手帳			2・3	1																
	知的障害	療育手帳（愛護手帳）			B（2）	A（1）																
要介護認定	障害者控除対象者認定書※	1～3		4・5																		
※障害者控除対象認定書は高齢介護課で発行しています。																						
寡婦控除 ひとり親控除	【寡婦】令和4年12月31日現在で、次の①または②の要件のいずれかに該当する場合 ① 夫と離婚後婚姻していない人で、扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有する人 ② 夫と死別後婚姻していない人や、夫の生死が不明の人 【ひとり親】令和4年12月31日現在で、婚姻をしていない人、又は配偶者の生死が不明な人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する人 ※寡婦・ひとり親控除 【共通要件】 ① 本人の合計所得金額が500万円以下のかた ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人（本人または同一世帯に属する人の続柄が未届の夫又は妻）がいないかた																					
勤労学生控除	令和4年12月31日現在で、学校教育法第1条の学校の学生、生徒、児童や、一定の課程を履修する各種学校の生徒などで、合計所得金額が75万円以下の人であって、かつそのうち自己の勤労による事業、給与、退職、雑所得以外の所得が10万円以下の場合。在学する学校等から証明書が必要となります。																					

※市民税・県民税(住民税)の所得控除額は、所得税の所得控除額と金額が異なりますので、ご注意ください。